

## 【詳細解説】

スイスの原子力損害賠償制度を規定する「原子力損害の第三者責任に関する法律（LRCN）」の概要は以下の通りです。

### 第1章 適用範囲と定義

#### 第1条（適用範囲）

- 1.本法律は原子力施設内で、及び核物質運搬中に生じる原子力損害に対する第三者責任とその賠償について規定する。
- 2.原子力施設外において、工業、商業、農業、医療、科学の目的で利用される放射性同位元素によって生じた損害には適用されない。
- 3.連邦政府は、本法律の適用範囲から特定の放射性物質を除外することが出来る。  
※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令（ORCN）に規定された除外範囲は次の通り（施行令第1条）。
  - (1) 1トン以下の天然ウラン及び劣化ウラン（六フッ化ウランを除く）。
  - (2) 無制限量の天然ウラン及び劣化ウラン（六フッ化ウランを除く）であって、その物質自体の性質に基づき、又は原子力施設内もしくは輸送中における条件下では、自然に核分裂連鎖反応が起こりえないと証明された場合。
  - (3) 1kg以下の六フッ化ウラン。
  - (4) プルトニウム 239 及び 241、ウラン 233 及び 235 の含有量が総量で 150g 以下の場合。
  - (5) 核分裂性物質を含有するウラン 235 が 150g を超える未照射ウラン原料で、原子力施設内もしくは輸送中における条件下では自然に核分裂連鎖反応が起こりえないと証明された場合。
  - (6) 放射能の総量が 1 テラベクレル以下の全ての製品及び放射性廃棄物。

#### 第2条（定義）

- 1.原子力損害とは次のものをいう。
  - a.核物質の放射性、有害性、爆発性、その他の危険性によって生じた人身損害や財産損害。
  - b.切迫した原子力危険を防止又は軽減するため、当局からの命令等に基づく対策によって生じた損害。但し利益の喪失はこれに含まれない。
- 2.核物質とは、核燃料、放射性生成物及び放射性廃棄物をいう。
- 3.核燃料とは、ウラン、プルトニウムを含む核分裂性物質、並びに連邦政府が指定する全ての核分裂性物質をいう。
- 4.放射性生成物及び放射性廃棄物とは、生成した放射性物質、もしくは核燃料の生産、使用、保管、再処理、運搬によって放射性を帯びた物質をいう。

- 5.原子力施設とは、原子力エネルギーを生産する、もしくは核物質を生産、使用、保管、再処理するための施設をいう。
- 6.原子力エネルギーとは、核反応により生じる全ての形態のエネルギーをいう。
- 7.原子力施設運転者とは、同施設を建設した者（施主）、同施設を所有する者、もしくは当局の同意なしに同施設の所有を放棄した者をいう。

## 第2章 第三者責任

### 第3条（原則）

- 1.原子力施設運転者は、原子力施設にある核物質によって発生した、原子力損害に対して無限の責任を負う。
- 2.原子力施設運転者は、他の原子力施設運転者に引き渡される以前に、自らの施設から搬出された核物質によって原子力損害が発生した場合の責任を負う。核物質はスイス国外に搬出された時点で、他の原子力施設運転者に引き渡されたものとみなされる。
- 3.原子力施設運転者が外国から核物質を受け取る場合、同運転者はその物質が同施設に搬入される途中のスイス国内で発生した原子力損害の責任を負う。当該輸出元に対する求償権は留保される。
- 4.原子力施設がその施設の運転者の所有で無い場合、その所有者は運転者と連帯して責任を負う。
- 5.核物質がスイス国内を運搬中に原子力損害が生じた場合、被運搬許可者が責任を負う。もし当該者がスイス国内に在住していない場合、スイス法廷の通達書に従い、本法律に基づき賠償請求に関してスイス国内に住居を定めなくてはならない。
- 6.上記1～5に列記された以外はいかなる者も、被害者に対する原子力損害の責任を負わない。国際協定に基づき責任を負う者は、本法律に基づき責任を負う者に対して求償権を有する。

### 第4条（当局による対策費用）

切迫した原子力の危険を防止もしくは軽減するために、当局により取られた対策の費用は、原子力施設運転者、もしくは被運搬許可者に課される場合がある。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令（ORCN）により規定された対策費用は、次の通り（施行令第11条）。

- (1)当局の対策費用は、当局が決定し計上する。
- (2)州及び自治体の支出費用は、州の立法により、その管轄及び手続きが定められる。州による最終行政決定に対しては、連邦司法裁判所に行政法上の異議の申し立てができる。

(3)連邦政府側に生じた費用は、連邦当局が決定する。上訴の手続き及びその措置は、連邦司法機関が決定する。

(4)当局による対策の費用は、11条に基づく強制保険の適用を受けない。

#### 第5条（免責）

1.原子力施設運転者、もしくは被運搬許可者は、被害者が故意に損害を生じさせたことが証明された場合、その責任を負わない。

2.原子力施設運転者、もしくは被運搬許可者は、被害者の重大な過失によって損害が生じたことが証明された場合、その責任を全面的に、もしくは一部を負わないことがある。

#### 第6条（求償権）

本法律の3条により責任を負う者は、次の者に対してのみ求償権を有する。

a.故意に損害を生じさせた者

b.損害の原因となった核物質を盗取もしくは不法に取得した者

c.契約により求償権に同意した者。ただし、従業員が故意に損害を生じさせた場合、責任を負う者は従業員に対して求償権を行使できる。

#### 第7条（損害及び賠償金）

1.損害の性質・範囲及び賠償金の支払いは、不法行為責任に関する債権法(the Code of Obligations)の原則による。ただし、同法44条2項は適用されない。

2.被害者が特別に高収入を得ている場合、裁判所は、あらゆる状況を考慮し、公平の原則から賠償金を減じることができる。

#### 第8条（契約）

1.本法律に基づく責任を否定もしくは制限する契約は無効とされる。

2.明らかに不適切な賠償を明記している契約は、契約締結より3年以内に異議申し立てができる。

#### 第9条（災害保険）

1 保険法に基づき保証される被害者は、同法44条の規定により、その者の権利を保有する。保険会社は、同法41条乃至44条によって求償権を取得する。

2.運転者もしくは被運搬許可者によって保険料の全部又は一部が払われた任意の災害保険から被害者に支払われた給付金は、保険契約上に規定された他の方法がない限り、運転者もしくは被運搬許可の保険料の負担割合に応じて、運転者もしくは被運搬許可者が支払う賠償金から減額される。

## 第 10 条（賠償請求の期限と消滅時効）

1. 本法律に基づく賠償請求権は、被害者が損害及び責任のある者の存在を知った日から 3 年とされている。請求する権利は、13 条に規定の後日判明した損害に関する請求を除き、賠償請求が損害を発生した出来事から 30 年以内に行われないう場合、その権利は消滅する。ただし、損害が事故後の引き続く影響に起因する場合、賠償請求期限はその影響が終了してから起算するものとする。
2. 求償権に関して、この 3 年の期限は、その権利を享受する者が支払われるべき賠償金額を知った日から開始する。
3. 判決もしくは合意後、被害者の健康が悪化した場合、もしくは新たな事実や証拠が出てきた場合、被害者がそれらの事実や証拠を知った日から 3 年以内に、判決の修正又は合意の変更を行うことができる。しかし、損害を発生した出来事の日から 30 年以降には、これは適用されない。
4. 責任を負う者、保険者、連邦政府の何れかに対する時効の中断は、他の者に対しても同様に適用される。

## 第 3 章 補償

### 第 1 部 民間保険

#### 第 11 条（保険会社の補償限度）

1. 本法律で定める責任を負う者は、スイス国内での営業を許可された保険会社と 1 原子力施設あたり最低 3 億フラン及び利息・争訟費用に最低 3,000 万フランの保険契約を締結しなければならない。また、核物質のスイス国内の輸送毎に、最低 5000 万フラン及び利息・争訟費用の最低 500 万フランの保険契約を締結しなければならない。

2. 保険市場が、容認できる条件でより高額な補償限度額を提供する場合、連邦政府は上記の最低金額を引き上げる義務がある。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令（ORCN）により、1 原子力施設あたり最低 10 億フラン及び利息・争訟費用に最低 1 億フランとされている。

（施行令 2000 年 12 月 4 日修正第 3 条）

3. 連邦政府は、保険会社が被害者に対して補償できない事項を明示する。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令（ORCN）の規定により、民間保険は次のような損害に対しては補償しない。また、保険会社で補償されない損害については、その損害の被害者は本法律 19 条に基づく保険会社への直接請求の権利を有しない。

（1）異常な自然現象や戦争によって生じた原子力損害、防護不能なテロ行為で発生した、5 億フランから 10 億フランまでの原子力損害。

(2) 損害を生じる事態もしくは長期の影響を与える結果に対して、10年間何らの請求もなされなかった場合

(3) 核物質の喪失、盗難、投棄もしくは所有の終了の日付から20年間、それに対して何らの請求もなされなかった場合。

## 第2部 連邦政府

### 第12条 (連邦政府の補償限度額)

損害が、保険会社によって補償される金額を上回る、もしくは11条3項による保険会社の補償対象外である場合、連邦政府は、1原子力施設又は1運搬につき10億フランまで、利息・争訟費用の1億フランまで、原子力損害の責任を負う者を補償する。

### 第13条 (後日判明した損害)

連邦政府は、10条1項に定めた原子力損害に関して、30年期限が過ぎたために責任を負う者にもはや賠償を請求できなかった場合、12条で規定された金額を補償する。

### 第14条 (責任を負う者の負担金)

1.連邦政府は、12条、13条で課された責任を遂行するため、原子力施設運転者と被運搬許可者から負担金を徴収する。その金額は、最適な補償を考慮して計算される。

2.連邦政府は負担金額を決定する。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令 (ORCN) によれば、次の通り (施行令2002年11月29日修正第5条1項)。

(1) ベツナウ1号機と2号機の原子力発電所は、2,253,000フラン

(2) ミューレベルク原子力発電所は、1,328,000フラン

(3) ゲスゲン原子力発電所は、1,693,000フラン

(4) ライプシュタット原子力発電所は、1,693,000フラン

(5) バーゼル大学の原子炉は、3,500フラン

(6) ヴュレンリンゲンの集中・中間貯蔵施設 (ZWILAG) は、241,000フラン

3.連邦政府が任命する機関が、負担金を決定し徴収する。その決定の適否については、連邦裁判所に行政法上の異議の申し立てを行うことができる。

### 第15条 (原子力損害基金)

連邦政府は、14条に基づいて徴収された負担金と、その利息で原子力損害基金

を設立する。

※原子力損害の第三者責任に関する法律施行令（ORCN）による基金の概要は次の通り（施行令第8, 9条）。

(1)連邦政府は、原子力損害の補償について、法人格のない、財政的には自律的な基金を設定し、連邦エネルギー省がこれを管理する。

(2)基金は、次のものから調達される。

a.14条に基づく責任を負う者による負担金

b.基金の利息（10条1項）

c.20条に基づく求償権

(3)基金は次の支出に当てられる。

a.12条及び13条に基づく政府補償

b.行政費用（災害処理費用）

c.基金による仮納付

(4)基金の収入及び支出は連邦政府の財政に算入しない。

## 第16条（特例）

1.連邦政府は、被害者が損害を故意に発生させたものではない限り、次の原子力損害を一般財源によって12条で規定された金額まで補償する。

a.責任を負う者を特定することが出来ない場合

b.保険が付保されていない原子力施設もしくは運搬において損害が発生した場合

c.保険会社が支払い不能で損害を補償できない、かつ、責任を負う者も同様に支払い不能である場合

d.外国で発生した事故に起因して、スイス国内で原子力損害を受けた被害者が、当該国で本法律に基づくのと同等の補償を得られなかった場合

2.被害者の重大な過失によって損害が生じた場合、連邦政府は給付額を軽減、もしくは給付を拒否することができる。

3.連邦政府は、1項に基づいて給付を行う際、責任を負う者に対する求償権を有する。連邦政府はその求償権を行使できる。

## 第3部 保険に関するその他の規定

### 第17条（保険加入義務の免除）

1.責任を負う者が他の方法で被害者に同等の補償を提供できる場合、当該者は民間保険会社と保険契約締結の義務を免除される。

2.連邦政府自体が運転している原子力施設について、保険に加入する義務を免除される。

#### 第 18 条（補償限度額の復元）

1. 保険会社もしくは連邦政府が、損害に対する支払もしくは支払準備金計上を行った場合、補償限度額は支払金額や準備金額だけ減少する。支払金額、もしくは準備金額が補償限度額の 10 分の 1 に達した場合、保険会社はその旨を保険契約者と連邦エネルギー省に報告しなければならない。
2. 前項の場合、保険契約者は保険金額を元の補償限度額に戻すため、追加の保険契約をしなければならない。ただし、この追加保険は、有効期限開始後に発生する損害のみを補償する。
3. 追加保険の有効期間前に発生した損害に対する準備金は、追加保険の有効期間内に発生した損害に対する補償に充てることはできない。

#### 第 19 条（直接請求、抗弁）

1. 被害者は、保険会社、もしくは連邦政府に対し、保険の補償限度額内で直接請求を行うことができる。
2. 前項の場合、保険契約、もしくは保険契約法に基づく被害者に対する抗弁は行使できない。

#### 第 20 条（保険者の求償権）

1. 保険会社と連邦政府は、保険契約、もしくは保険法に基づいて支払を拒否、軽減する権利を有する範囲において、保険契約者、もしくは被保険者に対する求償権を有する。保険会社と連邦政府は、被害者の利益を侵害しない限りにおいて求償権の行使ができる。
2. 保険会社と連邦政府は、賠償責任者が被害者の利益を損なわない限りにおいて、責任を負う者の求償権を行使する権利を有する。

#### 第 21 条（保険の一時中断と中止）

保険会社は、保険の一時中断及び中止を連邦エネルギー省に連絡する。あらかじめ保険が他の方法に代替されていない限り、一時中断及び中止は、保険会社から連絡を受けた日から 6 ヶ月後でなければその効力を生じない。

### 第 4 章 訴訟手続

#### 第 22 条（証拠の保全）

1. 重大な原子力事故が発生した場合、連邦政府は事故の調査を命じる。連邦政府は、公告により原子力損害を被ったとされる全ての者に対して、損害を被った日付と場所を公告から 3 ヶ月以内に連絡をするよう求める。

2.公告には、連絡義務の不履行によって補償を受ける権利を喪失することはないが、損害と事故の間の因果関係を立証することが難しくなり得ることを明記する。

### 第 23 条（州管轄裁判所）

州は、州内の全ての原子力損害賠償訴訟を扱う専属管轄裁判所を、その州に一箇所指定しなければならない。

### 第 24 条（裁判管轄権）

1.損害が原子力施設で発生した場合、その施設が所在する地域の州裁判所が管轄する。

2.損害が核物質運搬中に発生した場合、事故発生地の州裁判所が管轄する。事故が発生した場所が明確でない場合は次の通りとする。

a.原子力施設運転者が責任を負う場合、施設が所在する地域の州裁判所が管轄する。

b.被運搬許可者が責任を負う場合、責任を負う者の住居、もしくは住所のある地域の州裁判所が管轄する。

3.1 項及び 2 項で定められた条件が、13 条、16 条に基づく連邦政府に対する訴訟に当てはまらない場合、ベルヌ州の最高裁判所がその訴訟を所管する。

### 第 25 条（上訴）

州裁判所の判決は、司法組織に関する連邦法の規定に基づき、連邦裁判所に上訴することができる。

### 第 26 条（訴訟手続に関する原則）

1.州裁判所は職権によって事実を確定する。州裁判所は証拠を収集し、それを何者にも拘束されず審査する。州裁判所は、原告と被告いずれの申し立ても公平に審査する。もし原告の申し立て以外の判決を下す意図があるならば、前もって原告と被告の双方にこの件に関する説明の機会を与える。

2.訴訟が、責任を負う者、民間保険会社、もしくは連邦政府のいずれかに対する場合、裁判所は関連する他の二当事者に、訴訟手続上の利益を守る権利を与える。

### 第 27 条（裁判費用と訴訟費用の決定）

裁判費用と訴訟費用を決定する際、裁判所は支払う側の経済状況を考慮に入れることができる。



## 第 28 条 (仮納付)

裁判手続きが長引くと想定される場合、裁判所は最終判決とは何ら関係のない仮納付を認めることができる。

## 第 5 章 大規模災害

### 第 29 条 (大規模災害の場合の原則)

1. 責任を負う者、保険会社、もしくは連邦政府の損害に充てる資金力が、大規模災害のすべての損害請求に十分ではないと予想される場合、連邦議会は、国民投票ではなく連邦政令によって賠償制度を設立する。この政令は、責任を負う者に対する、20 条で定められた全ての保険会社と健康保険基金の求償権を無効にすることができる。必要に応じて連邦政府は、他の方法で補償されない損害に対して追加の補償支払を行うことができる。

2. 政令は、全ての資金が適切に配分されるよう、被害者への賠償に関する基本原則を決定する。これを行う場合、本法律の規定は適用されない。

3. 連邦議会は、賠償制度の執行を特別な独立機関に委任することができる。この機関の決定に対して、連邦裁判所に提訴することができる。

4. 連邦政府は、必要とする全ての応急対策をとる。

### 第 30 条 (保険料の変更、遡及保険料)

1. 大災害によって緊急事態に陥った場合、連邦政府は民間保険に関する次の事項を規定する権限を有する。

a. 保険会社の責任に関する変更

b. 保険契約者からの遡及保険料の徴収

c. 支払保険金からの遡及保険料の控除

2. 上記権限は、11 条、12 条、18 条に基づいて契約された第三者責任に関する保険には及ばない。連邦政府は、社会保険等についても同様の対策をとる権限を有する。

## 第 6 章 罰則規定

### 第 31 条 (保険付保義務及び負担金に関する違反の罰則)

1. 故意に付保義務もしくは負担金に違反した者は、禁固刑及び 10 万フラン以下の罰金刑に処せられる。

2. 過失により前項義務に違反した場合、1 年以下の禁固刑、もしくは 2 万フラン以下の罰金刑に処せられる。

## 第 32 条 (違反の罰則)

故意もしくは過失により、この法律の規定もしくはこの法律に基づく当局の決定に違反した者は、拘束、もしくは 2 万フラン以下の罰金刑に処せられる。

## 第 33 条 (罰則の管轄)

罰則の適用に関しては、行政刑法に関する連邦法が適用される。連邦エネルギー省が訴追と裁判の管轄機関となる。

## 第 7 章 相互主義

### 第 34 条 (相互主義)

外国で発生した原子力損害が、当該国の居住者に影響を及ぼし、その責任がスイスの原子力施設、もしくはスイスの被運搬許可者にある場合、当該国がスイスとほぼ同等の賠償対応の規定を有しているとき、本法律に基づいて賠償が行われる。当該国で第三者責任の限度が低く規定されていたとしても、補償限度は 5000 万フランを下回ってはならない。

## 第 8 章 終末規定

### 第 35 条 (執行)

連邦政府が、この法律の執行について責任を負う。

### 第 36 条 (現行法の改正)

司法組織に関する連邦法、原子力エネルギーの平和利用と放射線防護に関する連邦法を一部改正する。

### 第 37 条 (経過規定)

1. 原子力損害が本法律の施行前に発生し、それが本法律の施行後に発見された場合は、連邦政府はその者が旧法では責任を負わなかった範囲まで、本法律の規定に基づき責任を負う者に代わって責任を負う。
2. 原子力晩発性被害者基金の財産は、本法律の 15 条に基づいて設立される原子力損害基金へ移行される。

### 第 38 条 (国民投票と法の発効)

1. この法律は国民投票にかけられるものである。
2. 連邦政府が法の発効日を決定する。

以上